

# とっとり若者活躍局 参加・活動基準

## 1. とっとり若者活躍局 参加基準

●次のいずれにも該当しない。

- ・暴力団員及び暴力団関係者
- ・社会的に問題が指摘される団体等に属したり、関係を有する者

## 2. とっとり若者活躍局 活動基準

●とっとり若者活躍局（以下「若者活躍局」という。）として活動する際は、次の活動は行わない。

- ・政治・選挙活動及び宗教活動
- ・所属団体等の個別の利益になる活動

●次の事項を遵守する。

- ・法令及び公序良俗に反することは行わない。
- ・若者活躍局での活動によって関係をもった団体・個人の不利益になるような活動はしない。
- ・若者活躍局の活動によって得た個人情報、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。
- ・若者活躍局の活動において自分が写った写真・映像を県又は若者活躍局の広報媒体等（SNS、WEB サイト、チラシ、報告書等）で使用するについて承諾する。
- ・（未成年者の場合は）保護者の同意を得ている。 ※別途、保護者の同意書を提出してください。